京都ものづくりフェア２０１７当日配布パンフレット広告掲載申込書

別記様式

京都ものづくりフェア２０１７当時配布パンフレット広告取扱要領に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付資料については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、京都府職業能力開発協会における広告取扱要綱、京都府職業能力開発協会における広告取扱基準及び京都ものづくりフェア２０１７当日配布パンフレット広告取扱要領を順守すること、府税の滞納及び消費税・地方消費税の未納がないこと並びに裏面記載の事業又は事業者に該当しない旨を誓約します。

平成　　年　　月　　日

京都府職業能力開発協会　会長　様

郵　便　番　号

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　 印

上記代理人

郵　便　番　号

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| １掲載を希望する媒体の名称 | 京都ものづくりフェア２０１７当日配布パンフレット |
| ２申込価格 | 円（税抜） |
| ３広告内容 | 添付原稿のとおり |
| ４添付書類 | ・会社概要　・広告原稿　・広告実績（複数種類の新聞折込チラシ） |
| ５担当者氏名  　連絡先（電話番号・Email） |  |

※１ 代理人が申し込まれる場合は委任状を添付してください。

※２ 申込価格は、最低限度額以上にしてください。

※３ 広告原稿には広告主の名称及び連絡先を記載するとともに、左上部に縦１㎝×横２.５㎝以上で広告と表示してください。

※４ 広告実績に係る添付書類は平成２９年１月以降のものに限ります。

（裏面）

京都府職業能力開発協会における広告取扱要綱（第５条第２項）

(1) 法令等に違反しているもの

(2) 暴力団及びその構成員（暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者を含む。）

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」に該当する事業

(4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に定める貸金業

(5) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)に定める葉タバコ及び製造たばこを製造し、又は販売す

るもの

(6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15

年法律83号）第２条に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業

(7) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず改善を行わない事業者

(8) 国又は京都府の調達に関する取扱いに基づき指名停止を受けている事業者

(9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者

(10)民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154

号）による更生手続中の事業者

(11)その他協会資産を広告媒体とする広告に係る事業者又は事業として適当でないと認められる

もの

※申込書は両面印刷して提出してください。